

半田市立図書館資料除籍要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市立図書館における所蔵資料（以下「資料」という。）の除籍に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 書架を合理的に整理し、利用者が使いやすい蔵書構成を維持するため、資料の除籍を行う。ただし、他に類書を蔵しない等、資料的価値の高いものは保存に努めるものとする。

(除籍対象資料)

第3条 除籍対象資料は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 不用資料

- ア 損傷が著しく、修理不可能なもの
- イ 新版、改訂版等の発行により、代替資料を蔵書としたため、不要となったもの
- ウ 同一資料が半田市立図書館全館で複数あり、かつ、利用頻度が少なくなったもの
- エ 逐次刊行物の保存年限が過ぎたもの

(2) 滅失資料

- ア 所在不明となった資料で、3年以上調査してもなお不明のもの
- イ 貸出中に火災・自然災害等により滅失したもの

(除籍資料の決定)

第4条 除籍資料は、この要綱に基づき、図書館職員が選別し、館長が決定する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。